



江の川だより

2021.4.24
第1号

～発刊のお知らせ～

国土交通省、流域自治体では江の川における防災・減災の取り組みを継続的に行っています。また、近年多発化・激甚化する災害を踏まえ、その対策も順次見直しが進んでいます。そこでこれらの情報をより多くの方にお伝えするため「江の川だより」をこの度発刊しました。あわせて江津市内に「江の川流域治水推進室（構成員：国、島根県、広島県、流域市町）」を開設し、治水対策を一層推進するよう取り組みますのでよろしくお願い致します。

江の川の安全確保を加速化

■江の川下流域のマスタープランを策定します

江の川流域のあらゆる関係者（国、県、流域市町村（江津市、川本町、美郷町、邑南町、三次市、安芸高田市、庄原市））が協働して、流域全体で水害の軽減に取り組む「江の川水系流域治水プロジェクト」（以下、プロジェクト）は令和3年3月30日策定されました。

プロジェクトでは流域全体で実施すべき対策の全体像をとりまとめましたが、江の川下流域では近年2度の豪雨による被災を受け、地域毎に築堤や宅地嵩上げ、移転などに関し意見交換を進めており、今後、河川整備とまちづくりが一体となった江の川中・下流域マスタープラン（仮称）をとりまとめ、将来世代まで安心して住み続けられる地域を目指します。



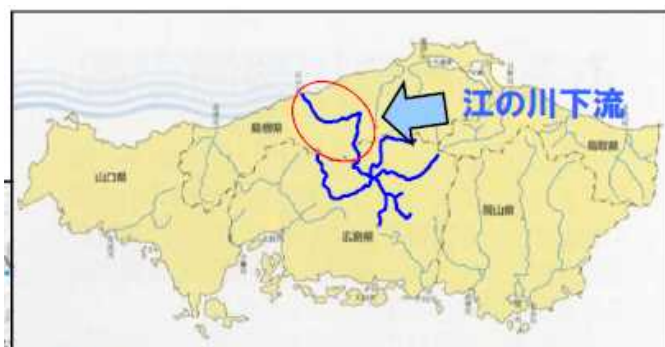
地元説明会の様子

江の川水系流域治水プロジェクトHP <http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/river/ryuuikichisui.html>

■江の川（島根県区間）を緊急対策特定区間に指定

国土交通省では江の川下流を「緊急対策特定区間」に指定し、令和3年度からおおむね10年間で事業費約250億円の重点投資による河川整備を実施します。

河川整備にあたっては、「江の川中・下流域マスタープラン（仮称）」や流域市町によるまちづくり、島根県が行う支川の対策と連携し、近年2度の浸水被害が生じた地区を始め、流域全体の安全確保を最大限確保します。



江の川緊急対策特定区間に関する資料

http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/news/files/2021/3/20210330_4.pdf

再度災害の発生を防ぎます

江津市八神地区は、平成25年度築堤に着手し、令和3年3月時点で平成30年7月、令和2年7月と同程度の豪雨が起きても、洪水を安全に流すことが可能となりました。

工事途中では2度にわたる洪水を受け、家屋の浸水や道路浸水による通行止めが発生し、早急な工事が求められてきました。

引き続き工事を実施し、少しでも早い堤防完成を目標に工事を進めていきます。

令和3年3月29日に国道261号線の通行切替を行い、車線が上下分離しています。十分注意し通行下さい。



河川内の伐採と掘削を行っています

治水対策の一環として、樹木伐採や土砂撤去順次行っています。地域の安全・安心のため、同様な取り組みを今後も継続的に進めます。資源有効活用のため伐採木の無償配布も行っています。

江津市千金箇所



美郷町築瀬箇所



邑南町口羽箇所



問い合わせ先

〒695-0011 江津市江津町672番地4

国土交通省中国地方整備局 江の川流域治水推進室

Tel 0855-54-0377

HP <https://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/kasen/suishin/index.html>

お知らせ 次号の江の川だよりは、令和3年6月の予定です。